

■耐震シェルター設置及びリフォーム工事補助事業の流れ

1 事前の準備

- ・耐震シェルター設置及びリフォーム工事の内容、工事の時期について、工事業者と打合せをしてください。
- ・補助対象となるか確認をしてください。
- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものに限り補助対象となります。

2 補助金交付の申請

- ・以下の必要書類を揃え、建築指導課に申請してください。
申請書の提出期限は、その年度の 12 月 15 日までです。
＜必要書類＞
 - ① 補助金交付申請書
 - ② 耐震シェルター設置に係る事業計画書
 - ③ 案内図
 - ④ 耐震シェルターの仕様書及び設計図
 - ⑤ 耐震シェルター及びリフォームを行う位置を示した平面図等
 - ⑥ 耐震シェルター及びリフォームに要する経費に係る見積書の写し
 - ⑦ 住民票の写し(申請者の住民登録について、市長が公簿等で確認することに同意している場合を除きます)
 - ⑧ 当該建築物の登記事項証明書又は昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたことを証する書類の写し
 - ⑨ 施工者が、補助金要綱に定める要件を満たすことを証する書類の写し
 - ⑩ 居住者が、補助金要綱に定める要件を満たすことを証する書類の写し
- ・「代理受領」を選択する場合は、以上の書類とともに、代理受領予定届出書及び委任状を提出してください。

※『代理受領』とは、補助を受けるかたが工事業者に費用を支払う際、その費用から、あらかじめ補助金額を差し引いた金額を支払う一方で、補助金相当額を市から工事業者に支払うものです。

- ・市において申請内容を審査し、補助金交付決定通知書を通知します。通知書交付後に工事を開始してください。
なお、通知までに 2～4 週間程かかります。

裏面へ

3 耐震シェルター設置及びリフォーム工事の実施

- ・耐震シェルター設置及びリフォーム工事を開始してください。
- ・工事状況が確認できるように、「施工前」「施工中」及び「施工後」の写真を撮影するようにしてください。
特に耐震シェルターは、仕様書どおり設置されているかわかるように撮影してください。

4 工事費用の支払い

- ・工事業者に費用を支払い、領収書を受け取ってください(「代理受領」を選択した場合には、工事に要した額から補助決定額を差し引いた金額の支払いになります)。

5 実績報告書の提出

- ・以下の必要書類を揃えて建築指導課に提出してください。報告書の提出期限は、その年度の2月15日までです。

<必要書類>

- ① 補助事業実績報告書
 - ② 工事の施工前、施工中及び施工後の状況を示す写真(撮影場所を整理した図面等を含みます)
 - ③ 使用した材料の寸法及び仕様を示す写真及び書類
 - ④ 監理報告書の写し
 - ⑤ 契約書の写し
 - ⑥ 領収書の写し
- ・市において、交付決定した内容と相違がないかを確認し、補助金確定通知書を通知します。

6 補助金の交付請求

- ・建築指導課に補助金交付請求書を提出してください。
- ・指定された口座に振込みをします。請求書は、その年度の3月10日までに提出していただきますよう、ご協力お願いします。

・原則、電話やメールにて事前にご予約いただくとスムーズに対応出来ます。
・12:00～13:00は職員が少数となります。また月曜・金曜の昼前後は、窓口が大変混み合います。出来るだけこれらの時間帯を避けてのご利用をお勧めします。